

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 8 年 5 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 5 回定例総会議事録

署名委員 福島吉宏

署名委員 前田孝徳

奄美市農業委員会第5回定例総会議事録

1. 招集日時 平成28年5月25日(水) 午前9時30分～

2. 招集場所 文化センター第1会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 なし

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 有川 衛

住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・出張報告
- ・6月定例総会日程について
- ・委員研修について
- ・笠利地区農地パトロールについて

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第36号 非農地の認定について
- 議案第37号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第38号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第39号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について
- 議案第40号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第41号 農地移動適正化あっせん委員の決定について
- 議案第42号 平成27年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度目標及びその達成に向けた活動計画の承認について

協議事項

- (4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成28年第5回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に5番福島吉宏委員と6番前田 孝徳委員の2名
を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第33号から議案第42号までの1
0件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお
ります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた

	<p>しますが、本案には会長の調査報告案件が含まれておりますので、議長を会長代理と交代して議事を進めたいと思います。</p> <p>(議長交代)</p>
<p>議長</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.20につきましては、売買による所有権の移転でございます。3ページにありますように受人は新規で、6ページには営農計画書も添付されており、取得地には野菜、果樹を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。下限面積の関係で105ページの方に利用権設定がされております。</p> <p>No.21につきましては、賃貸借権設定の案件でございます。12ページにありますように受人は桑84.6アール栽培しており、取得地にも桑を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.22につきましては、無償譲渡による所有権の移転でございます。24ページにありますように受人は果樹25.7アール栽培しており、取得地にも果樹を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上3件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。</p>
<p>議長</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
<p>2番</p>	<p>(西委員)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請のNo.20について報告いたします。</p> <p>5月22日午後6時頃受人の平松の自宅の方で聞き取り調査をしました。受人は10年前から休みの日に農業をしており、今は野菜、果樹を栽培しています。今回取得したいという理由としては10年前から渡人の土地を借り</p>

ており、渡人が売りたいという事で農地を買う事に決めたという事です。地番、面積、対価等申請書とおりに間違いがないという事です。

申請地は野菜、果樹が植えられており、草刈などをして綺麗にしております。周りも農地であるため問題ないと思います。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

事務局

(池次長)

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.20の受人について報告いたします。

渡人が喜界町赤連に在住のため、5月19日12時37分本人に電話で確認をいたしました。申請書のとおり相違ないという事を確認いたしました。本人は元々小宿の出身でもうこちらの方には帰って来ないという事で売買という形を取ったそうです。ご審議方よろしく願いいたします。以上です。

16番

(平井委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.21について調査報告を行います。

5月23日午後9時に賃借人にお会いしお話しを聞く事が出来ました。事務局から報告がありましたように現在桑を栽培されていて規模拡大を見据えての借入という事になっております。今回その他農作業従事日数や周辺農地への影響も問題ないと考えております。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

1番

(前山委員)

農地法第3条許可申請No.21の貸人について報告いたします。

日曜日の晩電話で本人から聞き取り調査をいたしまして、申請書のとおり間違いありませんという事です。6年間という契約をしておりますが相手の都合が良ければ6年後にまた更新をしていくという事でした。以上です。

3番

(山下委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.21の土地について報告いたします。

5月20日午前10時に借人と申請地の確認を行いました。借人はアーダ化粧品の関連会社で桑葉を蚕の餌として養蚕を行い、繭の販売をされてい

ます。規模拡大のために現在耕作されている経営農地近くを借りる事にされたとの事でした。申請地は耕耘されておりすぐに使用出来る状態でした。同日借人と申請地近くにある約5反歩の経営農地の確認を行いました。80センチメートル間隔で1メートル程の桑が約3,000本植えてあるとの事でした。ポットでの苗作りも行っている状態でした。桑の葉の収穫、草刈、堆肥撒き等の農作業を2名の従業員でほぼ毎日行っているとの事でした。今後は蚕の餌となる桑を栽培されるとの事でしたので、周辺農地への影響も無いと思います。以上で調査報告を終わります。

4番 (榮委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.22の案件について調査報告をいたします。

5月23日(月)午後5時15分譲受人の事務所に伺い本人は出張で不在でしたが、申請書類に携われた奥さんとご子息二人にお話しを伺う事が出来ました。いささか複雑な譲渡の経緯ではありますが、28ページにあります家裁の審判を経て譲渡の許可が出された事案です。当該地山間字田代は先の奄美豪雨災害において被害を受けた農地でありまして、現在周辺農地は嵩上げ工事が行われている状況です。完成後は果樹を植える計画をしているとの事でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

14番 (中村委員)

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請No.22の土地について報告いたします。

5月24日(火)午前9時30分申請地において調査しました。申請地の地区は今回初めての担当という事で福島委員、事務局の原さんも同行をお願いし調査しました。申請地の見里字里は見里集落を通る国道沿いにある弁当屋さんの裏の農道沿いにあります。現在は草刈が殆どされており直ぐに耕作出来る状況です。もう1筆の見里字古仁は住用町のバンガローがありますがそこを150メートル位行った道路沿いにあります。現在土砂が5、6メートル積まれた状況ですが、これは受人の話によりますと15~20年程前に体験交流館を建設した時に出た土砂を仮置きしたそうです。5年間の約束で撤去をする予定だったそうですが、持ち主の死亡、市町村合併等もありそのままの状態になっております。受人の方で整地をし果樹の植え付けをしたい

との事です。2筆の地番、面積についても申請書のとおり間違いのない事を確認しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

(松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

No.20についてこの方は利用権も入れて下限面積を達しているのですが、62歳でこれまでも農業をやっておられたという事ですが、将来的にも農業をやる積もりでこの1,600余りある利用権を設定しているようですが、意欲はあるのでしょうか。そうであれば将来的に後継者がおられるのか話しを聞いていないか伺いたいのです。

2番

(西委員)

本人の自宅の方で聞き取り調査をしましたが、本人は週休3日で休みがあってその間農業をしているという事で、後継者はいるかどうか聞きませんでした。畑を見ても綺麗にされていますし管理もちゃんとなされていますので意欲等には問題ないものと思われます。

議長

(松崎会長代理)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、は担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、は審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

<p>議 長</p>	<p>(議長交代)</p> <p>(前山会長)</p> <p>日程第 4</p> <p>議案第 3 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No. 3 につきましては、一般住宅を建設するための申請でございます。申請地は朝仁新町の有馬給油所前の信号を山手の方に上がって行った都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第 3 種農地と判断されます。</p> <p>No. 4 につきましては、一般住宅と倉庫を建設するための申請でございます。申請地は万屋の集落の中の農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 2 件でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、申請人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
<p>2 番</p>	<p>(西委員)</p> <p>農地法第 4 条の規定による許可申請の No. 3 について報告いたします。</p> <p>5 月 2 2 日午後 2 時頃申請人の自宅の方で聞き取り調査をしました。権利を設定し又は移転しようとする理由としては娘夫婦は借家住まいのため、今の住宅を娘夫婦に譲り今回申請地に住宅を建設したいという事です。土地の所在、地目、面積等申請書のとおり間違いがないという事です。場所は 5 6 ページにありますように都市計画後地で周りを住宅に囲まれ整地された土地です。特に問題はないと思われれます。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>農地法第 4 条の規定による許可申請 No. 4 について調査報告をいたします。</p>

申請人が鹿児島市に在住しており、また、介護助手で勤務時間が不規則な仕事に従事している旨の連絡を受けていましたので、申請人から笠利分室へ連絡してくれるよう依頼しておりましたら、5月23日（月）午前9時頃電話にて連絡をいただき確認をいたしました。申請人は元々城間出身のため主人の定年退職を機に故郷へ帰り、農業を行いながら自給自足の生活を送りたいとの事でした。申請書に基づき聞き取りを行い、許可を受ける土地地番、建築時期等確認しましたが申請書の記載に間違いありませんとの事でした。その中に事前協議においてありました資金計画につきましては、申請地の隣地にある旧家を解体しその資材を利用する事としての大工の見積もりによるもので、資金の増加費用につきましても十分に準備はしてありますとの事でした。一般住宅建築における500平方メートルを17平方メートル上回る部分につきましては家庭菜園として利用したいとの事でした。申請書のとおり間違いありませんのでよろしく申し上げますとの事でした。以上です。

11番

（肥後委員）

議案第34号の内法第4条の規定による許可申請について、No.14の案件の土地について調査しましたので報告いたします。

5月24日午前8時30分より現地を隣接地に住む申請人の姉婿の案内で調査しました。場所については資料の66ページをご覧ください。奄美空港の北側半分辺りから地図上の前川までが万屋字です。地図の上が北側アヤマル側で南側が空港です。真ん中を通っているのが県道です。宇宿漁港の少し北側通称は城間集落と呼ばれています。申請地は斜線の引いてある場所です。この土地は親から申請人が贈与を受けた畑で隣地に住む姉夫婦が野菜を作っています。今回この場所に家を建て帰省して農業をしたいとの事だと伺いました。集落内の土地でこの土地の前後には二人の兄弟が住んでおり上水道も下水道もすぐ連結できる場所にあります。申請地は農用地域外である事、住宅を建てても外の農業に影響を与える恐れは無いと思われる事等を考えると私はこの申請は許可しても問題はないと感じましたが、委員の皆様の審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長

（前山会長）

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

（吉委員）

一寸お聞きしたいのですが、No.3、No.4とも誓約書に印鑑が無いのですが

事務局	<p>よろしいのでしょうか。</p> <p>(池次長)</p> <p>誓約書については印鑑が押してあります。印刷が薄いものですから写っておりません。原本には印鑑は押してあります。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第34号農地法第4条による許可申請については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第34号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。</p> <p>日程第5</p> <p>議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No.13につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請でございます。申請地は浦上町のレストランキャロットの裏の都市計画区域内の土地で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p>

No.14につきましては、売買による所有権移転で民宿経営のための宿泊施設を建設するための申請でございます。申請地は土浜集落の県道沿いで農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上2件でございます。

議長

(前山会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人、土地の順に報告をお願いします。

16番

(平井委員)

農地法第5条の規定による許可申請のNo.13について調査報告をいたします。

5月21日(土)14時に受人の職場の方で直接お会いして話しを聞く事が出来ました。受人は住宅建設が目的であります。現在は民家の住宅に住まわれていて今回家賃が値上がりするという事で、上方地区の方で探していたところ希望の場所が見つかり申請したようです。申請書にありますように融資の面でも証明が添付されており、資金計画についても問題ないと考えております。

次に譲渡人についてですが、譲渡人へ土曜日の13時頃電話をしたのですが奄美の方には時々しか帰って来なく代理の方が奄美にいらっしゃるという事で、代理の方と5月23日11時50分に直接お会いしてお話しを聞く事が出来ました。代理の方と書類を見ながら確認したところ間違いのないという事でした。

次に土地についてですが、5月21日(土)13時30分に確認をいたしました。場所ですが74ページの方に地図があり広い土地でその内角の上の部分の土地であると確認してきました。その他事前着工等がない事を確認しました。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

農地法第5条の規定による許可申請No.14について調査報告をいたします。

申請人が兵庫県尼崎市に在住しておりますので事務局から5月23日(月)午前9時40分頃電話にて確認いたしました。申請人は現在尼崎市で建築解体処分業を営んでおられますが、これらは息子さんに譲られて夫婦で

奄美において民宿経営を行いたく5条申請をいたしました。宿泊施設4棟を建築する計画との事です。その他申請書のとおり所用面積の中に宿泊施設に付随して、駐車場及び通路、緑樹等の植栽を計画しているとの事です。土地につきましては平成25年11月5日に仮登記を行っているそうです。資金計画につきましては自己資金で申請時の添付のとおりです。建築時期は許可次第に着工を予定していますとの事でした。譲渡人と譲受人が同じ性になっていたため親類関係に当たるのか尋ねてみましたら、関係はありませんが申請人は夫婦であり龍郷町と瀬戸内町で二人とも奄美出身であり、何か奄美に貢献できたらと思っております。申請書のとおり間違いありませんのでよろしく申し上げますとの事でした。以上です。

13番

(土浜委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.14について調査報告をいたします。

5月23日午後1時30分に現地を見に行きました。資料の87・89ページをご覧ください。右が節田で左が平地区です。申請地は県道沿いです。地図で県道より上の方は区画整理をされた農地です。下の方は申請地の横の1029番2と1029番14以外は全て宅地です。十数軒の家が建っています。申請地の現在の状況は少し野菜が栽培されていますが殆どが草藪です。以上です。よろしく申し上げます。

16番

(平井委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.14について調査報告をいたします。

5月23日午前8時30分に直接本人にお会いしましてお話しを聞く事が出来ました。本人は普段は農業をされているのですが今回宿泊施設という事で有効活用していただければという事でした。以上で報告を終わります。

議長

(前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番

(肥後委員)

渡人がこちらにいらっしゃらなかったという事で代理人から聞かれたという事ですが、代理人だけでは分かりませんがどなたでしょうか。

1 6 番	<p>(平井委員)</p> <p>申請書の方に医療法人理事長となっているのですが、名瀬鳩浜町にあります水間医院の医院長に確認をしたところでは。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>一寸お聞きしたいのですが、No. 1 3 は医療法人が農地を持っておりますが医療法人も農地は持てるのですか。これは農業生産法人になっているという事でしょうか。これを見ると医療法人が農業はしないのだけれども農地を持って販売しており土地転がしみたいな感じになりますよね。これを見てももの凄く高いのです。この地区がこれ程なのか分かりませんが1平方メートル当たり6万5千円です。都市計画でその地区は殆どは宅地になってはいるのですが、医療法人がこういった農地を持って区分けしてどんどん販売するというのはいかがなものかなと思ってお聞きしたのです。それと名瀬の大熊とかこの地区というのは市街化地域にはなっていないのですか。都市計画区域内というだけですか。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>市街化地域ではなく都市計画で造成したというだけです。宅地造成はして今浦上この地区辺りで坪単価16万円から18万円程です。和光トンネルに近い和光町に行けばもう一寸し24、5万円程するのではないのでしょうか。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>家を建てるには問題はないと思うのですが、先程の医療法人がどうして農地を持つようになったのかが分からないのです。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>平成12年という事はその当時で許可を受けてやっているのかは分かりません。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>まだ個人なら分かりますが医療法人ですので、農業生産法人等の手続きを取っているのかなと思ってお聞きしたのですが。それともう1点、農業生産法人の話が出たものですから農業生産法人の1年間報告をしなければいけなくなっていますよね。それを農業委員会にされているのか、された報告は私達農業委員で発表した事があるのかどうなのか。</p>

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>生産法人の報告は随時来ておりますが皆さんにそれを見せた事は確かにありませんね。報告は来ております。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>今度の改正の中でも農業生産法人から1年間の報告を受けてそれを農業委員会の方で報告をしてこういう状況だという事で皆様方でそういった法人を支援するという事になっていきますけれども報告しないと支援しようにも誰が農業生産法人なのか分からないですからね。そこの所は名前をちゃんと出されての方が良いのではないかと思います。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>分かりました。全体が揃った時点で皆さんに報告をしたいと思います。農業生産法人の報告は随時来ております。医療法人の件は調べてみないと分かりませんので分かり次第皆さんに報告させていただきたいと思います。</p> <p>外にご質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第35号農地法第5条による許可申請については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>議事を再開いたします。</p> <p>日程第6</p>

事務局	<p>議案第36号非農地の認定について、を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>No.15につきましては、昭和30年頃から休耕放棄しており農地として利用出来ないための申請でございます。申請地は西仲勝集落の山側とそこから5、6キロメートル西田から上がって行った所の山の中でございます。現地については調査委員の方から報告があると思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上1件でございます。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
12番	<p>(濱手委員)</p> <p>非農地証明願いについてご報告いたします。</p> <p>5月21日9時頃に本人にお会いしまして、その場所らしい所に一緒に行ってもらいました。この場所は西仲勝の集落の外れから小湊に向かいまして150メートル程県道を小湊に向かって行った場所でございます。これの小湊に向かって右側で県道の上の方でその辺だという事ですが、申請書にも書いてあります様にもう60年以上も耕作もしないという事で殆ど山の状態でございます。101ページの写真を見ていただきたいのですが、下の方が西仲勝に近い方の山で、上の方があしたば園でそのずっと上だという所です。県道からこの場所をあの辺だと説明してもらっただけで中間では入れませんでした。場所的には現地までは行っておりませんが、県道からそういう説明を受けまして、それしかないのかなとそういう現状でございます。よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>これは現地までは入って行く道もないという事です。</p>
4番	<p>(榮委員)</p>

	<p>非農地証明が出た場合には事務局も同行してするのが通常だと思いますが、濱手委員一人で行かれてという事ですか。</p>
1 2 番	<p>(濱手委員)</p> <p>そうです。本人と二人です。</p>
4 番	<p>(榮委員)</p> <p>事務局は同行されなかったという事ですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>申し訳ありません。同行はしておりませんが本人の話しを聞くと、この場所が昔子供の頃はちゃんと畑があったみたいです。昔ここは段々畑だったみたいです。本人曰くこの辺だという事です。今後事務局で現地を見ていきたいと思えます。以上です。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>これは土地の持ち主と申請人とは孫だという事で書いてありますが、孫の確認は取れているのでしょうか。父親も行った事がない60年以上耕作されていない土地を、場所が確認出来ない土地を非農地として良いものかどうかそこのところはどうでしょうか。相当面積が大きいですよね。公簿上でこれだけあるという事は相当な畑でしょうね。何筆でもなく1筆ですよ。それが確認が出来なくて孫の方が非農地証明を出すのは税金対策ですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>住民基本台帳を元に調べた結果本人が孫であるというのが分かりました。これは確認しました。非農地にしたいのは税金対策と本人が言っておりました。</p>
1 2 番	<p>(濱手委員)</p> <p>使ってもいない所に固定資産税ばかり払ってという事での話しはしました。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>本人が納税管理人になっております。</p>

1 5 番	(吉委員) <p>だけでも場所がはっきり確認出来ないの問題ではないでしょうか。</p>
1 2 番	(濱手委員) <p>ここは地籍がまだ入っていないのです。地籍調査が入れば分かるのでしょうか。</p>
1 1 番	(肥後委員) <p>今おっしゃったとおりですよ。写真のとおりであれば致し方ないと思いますが、若しこれが別の所の写真だったらという危険もありますよね。その場所だと誰か隣近所の人に確かめるなりなんなりして場所の確認は必要ではないでしょうか。この場所であれば問題ないと思います。</p>
1 2 番	(濱手委員) <p>この写真については見た感じ反対になっていますが場所は大丈夫です。</p>
1 5 番	(吉委員) <p>親も行っていない、本人も行っていない訳ですよ、どうして場所をここだと決めたのですかね。</p>
議 長	(前山会長) <p>孫子の時代で恐らく本人も場所の確定は出来ないと思います。60年もほったらかしで原野になっていますので中まで入って行けない、入っていく道もないだろうと思われます。</p>
1 5 番	(吉委員) <p>親戚関係で知っている方がおられたら確認された方が良くはないかと思うのです。</p>
議 長	(前山会長) <p>恐らくこういう案件は出て来ると思います。孫子の代になると場所がはっきり分からず行った事がないというものが多く出て来ると思われます。</p>
1 1 番	(肥後委員) <p>もう少しそこを明確に出来る方法はないのですかね。</p>

議 長	(前山会長) 近くに土地を持っている方に聞いて確認するしかないですね。
事務局	(池次長) 今後地籍の人達、農林振興課の林務関係と協議して場所の確認をしたいと思います。
1 2 番	(濱手委員) 地籍調査は何時頃どこをやるというのは分かっていますか。
事務局	(池次長) いいえ、分かりません。
議 長	(前山会長) 恐らく我々が生きている内には全部は終わらないですね。
1 5 番	(吉委員) これに関連してですが、今回の改革で遊休農地に対する課税を強化するというのが出ていますよね。これに対して今度の研修会でも是非その話しを詳しく教えて頂きたいと思うのですが、遊休農地に対する課税を29年度から強化するという話しで農協の広報誌等に載っていましたが、その話しをもっと詳しく研修会で教えて頂ければありがたいなと思います。
議 長	(前山会長) 13日の研修会の時には局長も来ますのでその時詳しくお話しが聞けると 思います。
1 5 番	(吉委員) こういった大きな遊休農地になると早く非農地にしないと大変な事になると 思いますのでね。
議 長	(前山会長) この非農地の件に関し外にご質疑ございませんか。今日認めるのか、場所 が確定するまでは保留にするのかどう思われますか。

1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>やはり場所が確定しないのは一寸危険だと思いますので、先程意見があったように地籍の方達と話しをされてその番地がここであるというのが分かれば許可すると、何所か分からないのに許可というのは危険ではないでしょうか。そういう事でこの場所だと確認出来次第の許可としてはいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>外にご質疑ございませんか。</p> <p>恐らく地籍と合わせても容易には特定出来ないとは思われますので時間は掛かるだろうと思われま。これは地籍が終わらない限り確定というのは完全には出来ないと思われま。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>確定出来なくてもここからこの山の中には誰々のものが入っていると大概分かるのではないのでしょうか。私が心配するのはここに本当はあるのに別の所を写して非農地として、そういう人はいないとは思いますが、やろうと思えば出来ますよね。私はその危険を一寸言っているだけです。この写真の所がほぼその人のものであるというのが分かれば良いと思うのです。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>当然その本人が言った土地に対して係って来るのが、隣地の土地の所有者が本当は自分の土地なのに違う土地でなったというのは困るという事ですよ。当然隣地の方と境界確認もしなければならぬだろうし、その為にはやはり地籍が入ってちゃんと証明しなければならないという事もありますので、一寸そこは協議して出来る事なら隣接する土地の所有者等とも話しをしてという事しか出来ないと思いますが、一寸時間が掛かると思いま。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>現地の方がその人の土地はそこだと分かれば良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>隣接の所有者がここにいないとか死んだりとか、登記も回していないとかになると面倒な事になると思うのです。そうになるとまた時間が掛かるような気がしま。これは保留という形で他の課と協議して確認したいと思いま。</p>

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>(前山会長)</p> <p>ただいまの事務局の説明でよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは今回はこの案件は保留という事でよろしいですね。確認が出来た時点で報告してもらいますので、そういう事でよろしいですね。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第36号非農地の認定については、保留とし、確認が出来た時点で認定といたしたいと思います。</p> <p>日程第7</p> <p>議案第37号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第37号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第37号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第8</p> <p>議案第38号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。ご質疑ございませんか。</p> <p>これは作目が果樹となっておりますが、もう果樹が実際に植えられているのですか。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>いいえ、現在贈答用として果樹は作っているのですが、兄弟の貸し借りですが後々果樹を植えたいという事で兄弟で話しているそうです。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第38号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p>

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第9

議案第39号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第10

議案第40号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には野崎委員に関する案件が含まれておりますので野崎委員の退席を求めます。

	<p>(野崎委員退席)</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
会 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第40号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第40号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>野崎委員の着席を求めます。</p> <p>(野崎委員着席)</p>
事務局	<p>日程第11</p> <p>議案第41号農地移動適正化あっせん委員の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>

	<p>これは下に示してあります様にあっせん申し出がありましたので、名瀬地区の3名の委員の方にあっせん委員になってもらうための案件でございます。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>毎回こういうあっせん委員の決定が出ますが、あっせんがあつて決まったという報告が何も無いのですが無くて良いのですか。あっせんして許可してやっているのですが、その後の話しが何も聞かれないものですから。</p>
1 2 番	<p>(濱手委員)</p> <p>私もこれは聞いていなかったものですから一寸は聞きましたけれども、どういう事をするのかというのも分からないのです。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>基本的に今からあっせん委員の方々と譲受人・譲渡人で売買の値段の折り合いを付けてもらって、そこで上手くまとまれば後は事務局の方で嘱託登記の方を回すという段取りになります。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>農地について正式にあっせんにかけないと嘱託登記が出来ず本人が登記を回さなければいけなくなります。あっせんできると事務局の方で嘱託登記が出来るのです。それと税金に対しても減免措置が受けられるという事であつせんできるという事です。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>嘱託できると登記料も要らないという事ですか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>そうですね、役所の方で嘱託登記をしますので。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>それで、あっせんが終わりましたというのは教えてもらえないのですか。</p>

	<p>毎回あっせんとして出るのですがその後どうなったか全然報告がないもの すから。教えてはいただけないのでしょうか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>昨年1件ありましたが、あれは全部登記まで済ませました。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>只今の案件につきましては正式に決定し、終わりましたら皆様にご報告い たします。</p>
事務局	<p>(川内事務局長)</p> <p>今回はあっせん委員としてこの3名でよろしいかの提案です。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>よろしいのではないのでしょうか。</p>
16番	<p>(平井委員)</p> <p>あっせん委員には問題ないと思いますが、どういう仕事内容になるのです か。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>売り手と買い手の橋渡しになります。</p>
16番	<p>(平井委員)</p> <p>売り手というのはもう決まっているのですか。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>一応あっせんが出て来た場合には買い手を探して、ある程度決まったらあ っせんに掛けますので、実際の業務としましては売り手と買い手との売買価 格の確認をします。売り手と買い手が間違いありませんのでよろしくという のであればあっせんを進めるという事になります。確認するだけのもので す。今から相手を探すというものではございません。買い手が決まっていな いあっせんが出て来た場合には買い手を探さなければならないというのもご ざいます。</p>

1 5 番	(吉委員) 買い手が決まってるのあっせんというものあるのですか。
議 長	(前山会長) はい、大体決まっています。それで上げないと本人達が全てやらなければならなくなりますので、税金に対する減免措置も受けられません。あっせんでする事によって嘱託登記或いは税金に対する減免措置が受けられるのです。
1 5 番	(吉委員) これはどういう土地でもお願い出来るのですか。
議 長	(前山会長) はい、農地であればよろしいです。農業委員会は農地以外は扱いません。
1 5 番	(吉委員) 農地であればそれ以外の条件はないのですか。
議 長	(前山会長) それはないです。
1 1 番	(肥後委員) あっせんの場合は事務局に口頭で申し込むのですか。
事務局	(川内局長) いいえ、申出書で申請してもらいます。
議 長	(前山会長) 事務局の方に来庁して頂ければ申出書がありますのでそれに書いてもらいます。
1 1 番	(肥後委員) それに書いて申請すれば良いという事ですね。
事務局	(川内局長)

	<p>はい、そうです。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>まあ農地であっせんの依頼が来れば受けなければなりませんので、受けます。これについて条件は無かったと思います。</p>
16番	<p>(平井委員)</p> <p>もうひとつ分からないので確認なのですが、あっせん委員が買い手を探す訳ではないですか、あっせん委員が知っている人にしか情報は流れないという認識ですか。例えばAさんをあっせん委員が知っていてこういう情報があるよとは教えるけれども、Cさんは本当は土地を買いたいだけけれどもあっせん委員との繋がりがなければCさんに情報は行かないという事ですか。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>まあ、そういった部分も出て来はしますね。</p>
16番	<p>(平井委員)</p> <p>そういったものは何か公と言いますか、新規就農とかIターン者とか新しく農地を求める人達に農業委員会にこういう情報があるよとかいうのが出来たら良いと思うのですが。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>買い手が決まっていない時の場合には探す為にそういった情報は農政辺りにするのですが、こちらに来る前に大抵は決まっていると思います。そういったものであっせんに乗せていきます。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>買い手が決まらない場合はそういう話しをしましたが、隣の農林振興課の農政係の方にも声を掛けます。これは委員の決定なので決定した後にあっせんを開くという事で公告を役所の掲示板に貼るという事になると思います。これは一寸確認しないと分かりませんが、そうした時に一般市民の目にも付くのではないかと思うのですがね。</p>
16番	<p>(平井委員)</p> <p>それはそれで良いと思うのですが、今若い世代はインターネットとかでや</p>

	<p>っていますので、そういう方法も買い手が決まっていなくて土地があるのであれば今後検討して欲しいと思います。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>利用権設定の関係分については今ずっと農林振興課の方に回してはいますが、これは売買関係ですので一応買われる方も決まっています後は売買価格の交渉になると思われます。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>農地中間管理機構へのあっせん場合は農用地域内の1種農地しか扱わないという条件があるものですから、あちらこちらの遊休地を上げるとしても農地中間管理機構は取り扱ってくれませんという部分もあります。そういった件についても13日の研修の中で質問して頂ければ教えてくれるものだと思います。</p>
4番	<p>(榮委員)</p> <p>もう1点だけよろしいでしょうか。今回出ている畑は従来でしたら樹園地が主なあっせんの農地でしたが、これは樹園地でも何でもないのでですか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>普通畑です。丁度「少年自然の家」の朝仁側の下の方の畑になります。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>このあっせん委員の件について、外にご質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第41号農地移動適正化あっせん委員の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

よって、議案第41号農地移動適正化あっせん委員の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第12

議案第42号平成27年度目標及び達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度目標及びその達成に向けた活動計画の承認について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

これは平成27年度の委員会活動の点検・評価が8ページ、28年度の目標及び活動計画が4ページありますので、それぞれ委員の皆様これで評価が間違いはないか、28年度の目標がこれで良いか確認をお願いします。承認されますとこれを県の方に送付したいと思います。一応ホームページで閲覧をして質疑を受け付けていましたが、質疑等はありませんでした。以上です。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第42号平成27年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度目標及びその達成に向けた活動計画の承認については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」のこえあり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号平成27年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度目標及びその達成に向けた活動計画の承認については、審議の結果これを承認することに決しました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。
正会に戻します。
以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
お疲れ様でした。

平成28年 5月25日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進